四條畷市アウトリーチ支援業務委託仕様書

四條畷市

四條畷市アウトリーチ支援業務委託仕様書

この仕様書は、四條畷市が委託するアウトリーチ支援業務に適用し、受託者が行う業務の内容及び実施方法等について定めるものである。

１　業務概要

（１）　業務名

四條畷市アウトリーチ支援業務

（２）　履行期間

令和９年４月１日（木）から令和１２年３月３１日（日）まで

（３）　適用

本仕様書は、本業務に適用する。

（４）　目的

本業務は、社会福祉法第１０６条の４に基づく重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等継続的支援事業を実施することにより、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援を受けることができていない人に支援を届けることを目的とする。

２　支払

委託料の支払は、各年度、５月末日、１０月末日までに行う。なお、支払いの詳細等については契約締結時において定めるものとする。

３　経費

委託料の内訳は、人件費、旅費、報償費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料（会場借上等）、その他運営に係る経費。これら以外は受託者の負担とする。

４　対象者

事業の対象者（以下「利用者」という。）は、本市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

（１）ひきこもり等によりアウトリーチが必要とされる者

（２）複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者

（３）支援につながることに拒否的な者

5　業務内容

（1）アウトリーチ等を通じた継続的支援

①支援関係機関や地域住民を通じた情報収集

潜在的なニーズを早期発見するために、支援関係機関や地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

②事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人へのアプローチ方法等を入念に検討する。必要に応じて、支援会議にてプラン等を作成する。

③関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙や SNS 等を用いたコミュニケーション、支援等を行う社会資源を情報提供するなどの継続的な支援を行う。

④家庭訪問や同行支援

本人との関わりができた後、自宅から出ることが困難であったり、自ら他の支援機関等につながることが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な機関への同行支援などの支援を行う。

⑤終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

（2）その他

委託業務に必要な器具、備品類、事務用品等は受託者が整備するものとする。

6　実施体制

（1）実施日及び実施時間

原則、週４日、午前９時３０分から午後４時３０分までを基本とする。ただし対象者のニーズに応じ柔軟な対応を行うよう努めること。

（2）相談支援員等の配置

相談支援員を２人以上配置することとし、相談支援員１人は実施時間の午前９時３０分から午後４時３０分までを基本とするが、相談支援員１人は訪問時間に合わせるなど弾力的な勤務時間としても差し支えない。また、３人以上配置する場合は勤務曜日を固定するなど、利用者への配慮に努めること。なお相談支援員への研修は、受注者において行うものとする。

（3）資格

福祉分野における相談業務等の経験が１年以上あること。

7　設置場所

設置場所は、受託者において準備する場所とする。

8　再委託の禁止

業務内容の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に協議の上承認を得た場合はこの限りではない。

9　利用料

対象者の負担は無料とする。ただし、創作活動等に必要な材料費等は実費負担とする。

１０　個人情報の保護

事業の実施に関しては、個人情報の保護に関する法律および四條畷市個人情報保護法施行条例等に基づき、対象者のプライバシーの保護に万全を期するものとし、この事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。

１１　苦情の受付

（1）苦情受付マニュアルを作成し、市に提出すること。

（2）苦情があった場合は、上記マニュアルに沿って対応するとともに市に速やかに報告すること。

１２　遵守事項

（1）管理者は、事業従事者の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。

（2）支援提供時に事故が発生した場合は、市担当者及び家族等に速やかに連絡をするとともに必要な措置を講じなければならない。

（3）この事業に係る経理と他の事業に係る経理を区別すること。

（4）この事業に従事する者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（5）事業者及び配置された人員は、利用者への事業の提供に関する記録を整備しなければならない。

１３　その他

この仕様書に明示されていない事項については、業務の性格上、必要と認められる事項については、別途協議のうえ決定する。